

一般社団法人 尼西清流会 定款

令和4年3月1日 作成

令和4年3月9日 公証人認証

令和4年4月1日 法人成立（4-1400-0502-6122）

一般社団法人尼西清流会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人（以下、「本会」という。）は、一般社団法人尼西清流会と称する。

(主たる事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を兵庫県尼崎市に置く。

(細則)

第3条 本会の運営に必要な重要事項は、この定款に定めるもののほか、一般社団法人尼西清流会細則（以下、「細則」という。）に定める。

2. 細則は、理事会において定める。

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 本会は、兵庫県立尼崎西高等学校同窓会として、会員相互の文化的向上を目指し、地域の発展に寄与するとともに、母校の学習及び教育環境の向上に資することを目的とする。

(事業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の文化的向上を目指す事業
- (2) 地域の発展に寄与する事業
- (3) ホームページ等を通じた情報発信
- (4) 母校の発展に資する事業への協力と援助
- (5) その他、本会の目的を達成するために必要な事業及び活動

第3章 会員

(法人の構成員)

第6条 本会は、下記の会員をもって構成する。

- (1) 正会員 母校の卒業生、及び在学したもので理事会が正会員として認めたる者
- (2) 客員会員 母校の現・旧教職員
- (3) 名誉会員 母校の現・旧校長うち現校長を名誉会員とする。

(退会)

第7条 本会の会員は、理事会に対し書面をもって意思表示することにより退会することができる。退会した会員が復帰を希望する場合は、理事会の認めるところによる。

2. 会員は、死亡もしくは失踪宣告を受けたときその資格を失う。

(会費)

第8条 本会の正会員は、会費を納入した者とする。

2. 会費については、細則に定める。

第4章 社員（代議員）及び社員総会（代議員総会）

(社員)

第9条 本会の「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」（以下、「法人法」という）上の社員は、正会員から選任される代議員とする。代議員の選任方法は第13条によるほか、詳細は細則に定める。

(社員名簿)

第10条 本会は、社員（代議員）を所定の社員名簿に登録し、その名簿は定款とともに主たる事務所に備え置き、会員の閲覧に供するものとする。

(代議員総会)

第11条 代議員総会は、第9条に定める代議員をもって構成する。

2. 代議員総会（以下、総会と称す）をもって、法人法上の社員総会とする。

(代議員の任期)

第12条 代議員の任期は、第13条第3項に定める任期開始の日から2年間とし、重任を妨げない。

(代議員の選任)

第13条 代議員の選任は、以下の手続きにより行う。

- (1) 卒業年次ごとに同年次の正会員の互選により、規定に定める数を上限として代議員を選出することができる。
- (2) 本会における、卒業年次以外の繋がりに基づく支部組織のうち、理事会で認められた組織（以下、認定支部組織）は代議員を選出することができる。

2. 前項(1)(2)の代議員選出は、代議員の任期が満了する事業年度における最終の定例理事会の開催日までにはその結果を事務局に届け出なければならない。

3. 選出された代議員の任期の開始日は、新たな事業年度の開始日とする。

4. 代議員が欠けた場合、当該代議員の選出母体は補充の代議員を選任することができる。補充された代議員の任期は前任者の任期が満了すべき時までとする。

(代議員の資格の喪失)

第14条 代議員は、会員の資格を失ったときは、その資格を喪失する。

2. 代議員は、理事会に対し書面をもって意思表示することによりその資格を喪失することができる。

第5章 役員（理事及び監事）

(役員の職務と権限)

第15条 本会に次の役員を置く。

(1) 理事 5名以上

(2) 監事 1名以上

2. 理事は、法令及びこの定款で定めるところにより本会の業務を分担執行する。

3. 監事は、理事会に出席し、必要ありと認めるときは監事としての意見を述べる。監事は、理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告書を作成する。この目的のため、監事は、いつでも理事及び事務局職員に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況を調査することができる。

(会長)

第16条 理事のうち、1名を会長とする。

2. 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

3. 会長をもって法人法上の代表理事とする。

(役員を選任)

第17条 理事及び監事は、代議員総会において選任され、その任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時代議員総会の終結時までとする。

(役員解任)

第18条 理事ならびに監事は、代議員総会における決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第19条 役員は、無報酬とする。

2. 前項にかかわらず、役員である者が、事務局長または事務局員として勤務する場合は、代議員総会において定めるところにより、その労働に対する対価を受けることができる。

第6章 代議員総会の開催

(開催)

第20条 定時代議員総会は、各事業年度終了後3カ月以内に開催する。そのほか、必要ある場合に臨時代議員総会を開催することができる。

(招集)

第21条 代議員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会決議に基づき会長が招集する。

2. 会長は

(1) 代議員総会の日時及び場所

(2) 代議員総会の目的である事項

を定め、当該代議員総会の日の3週間前までに代議員に通知することにより招集を行う。

3. 代議員は、その総数の10分の1以上の連名により、会長に対し、代議員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、代議員総会の招集を請求することができる。

(決議事項)

第22条 代議員総会は、次の事項について決議する。

(1) 理事及び監事の選任または解任

(2) 事業計画

(3) 収支予算書

(4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 定款の変更

(6) 解散及び残余財産の処分

(7) その他、代議員総会で決議するものとして法令またはこの定款に定められた事項

2. 代議員はその総数の30分の1以上の連名により、代議員総会の1週間前までに、会長に対し、一定の事項を代議員総会の目的

とすることを請求することができる。

(議長)

第 23 条 代議員総会の議長は会長がこれに当たる。

(議決権)

第 24 条 代議員総会における議決権は、代議員1名につき1個とする。

(定足数及び決議)

第 25 条 代議員総会は代議員の半数以上が出席することによって成立する。代議員総会の開催に際してオンライン参加を可能とする設定がなされている場合には、オンライン参加者も出席者に数える。

2. 欠席の代議員で、代議員総会の前日までに書面による議決権行使しないしは議決権の代理行使委任を届け出た者は出席したものとみなし、出席者数及び有効議決権数に算入する。

3. 代議員総会における決議は有効議決権数の過半数を持って決する。可否同数の場合は議長が決する。

4. 委任状の提出及び議決権の代理行使の方法は細則に定める。

(重要事項の決議)

第26条 前条の規定にかかわらず、下記の事項の決議は、有効議決権数の3分の2以上に当る多数をもって行う。

- (1) 理事または監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 本会の解散
- (4) その他、法令で定められた事項

(議事録)

第 27 条 代議員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 前項の議事録には、議長、及び出席した代議員のうちから当該代議員総会で選任され、議事録署名2名以上が署名または記名押印しなければならない。

第 7 章 理事会

(構成)

第 28 条 本会に理事会を置く。

2. 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(職務)

第 29 条 理事会は、本会の業務執行の決議及び理事の業務執行の監督を行うほか、次の事項を決議する。

- (1) 会長、副会長及び業務執行理事の選任及び解任
- (2) 代議員総会の日時及び場所ならびに目的である事項
- (3) 業務執行理事の業務分担
- (4) 母校の支援に関する重要な事項
- (5) 細則及び諸規程の制定ならびに変更または廃止
- (6) 会務に関する重要な事項
- (7) その他、代議員総会において理事会に委任された事項

(開催)

第 30 条 理事会は、会長が招集する。

2. 理事会の議長は、会長、会長代行、または予め会長が指名した副会長がこれに当たる。

ただし、期の当初の理事会において新たな会長等が選出されるまでは、前期の会長（またはその代行者）が議長を務める。

3. 理事会は、原則として年2回以上開催する。

4. 会長は、理事会の開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発する。

(定足数及び決議)

第 31 条 理事会は、理事の過半数が出席することによって成立し、決議は、出席理事の過半数をもって行う。理事会の開催に際してオンライン参加を可能とする設定がなされている場合は、オンライン参加者も出席者に数える。なお、決議事項に特別の利害関係を有する理事は、当該決議に加わらないものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、書面または電磁的記録により理事全員の意思表示に基づき、法人法の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。書面または電磁的記録による理事会決議が行われた場合には、直近の理事会において、それを確認する。

(議事録)

第 32 条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長ならびに

出席した代表理事及び出席した監事が、これに署名または記名押印する。なお、会長及び会長代行が欠席の場合には、議長を務めた副会長が代表理事に替って署名または記名押印する。

第 8 章 会計

(会費)

第 33 条 本会の経費は、会費、臨時会費及びその他の収入を以てこれにあてる。

2. 理事会が必要と認めるときは、臨時会費を徴収することができる。

(会計の支出)

第 34 条 事業等の支出に関しては、理事長の承認を得て会計が支出する。

(会計年度)

第 35 条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(剰余金の分配)

第 36 条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

(事業計画及び収支予算)

第 37 条 本会の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2. 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間、備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第 38 条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上、理事会へ提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については理事会の承認を受けなければならない。

第1号 事業報告

第2号 事業報告の附属明細書

第3号 貸借対照表

第4号 損益計算書(正味財産増減計算書)

第5号 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2. 前項の書類等は、主たる事務所に法で定めた期間備え置くものとする。ただし法に定めのないものは5年間とする。

第 9 章 支部

(支部)

第 39 条 地方支部に関する細則は、別にこれを定める。

第 10 章 会則の変更及び細則

(会則の変更)

第 40 条 本会則の変更は、総会の決議、承認を得なければならない。

(細則)

第 41 条 本会運営上必要に応じ、細則を設けることができる。

細則は、次回の総会に報告するものとする。

第 11 章 公告

(公告の方法)

第 42 条

本会の公告は、電子公告により行う。

第 12 章 事務局

(事務局)

第 43 条 本会は、主たる事務所に事務局を置くことができる。

第 44 条 本会設立時における、第13条に該当する認定支部組織は、次のとおりとする。

(1) クラブ等の OB/OG 会

(2) 地域清流会

(3) その他理事会で承認を得た組織

第 13 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 45 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 46 条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(清算時財産の処分)

第 47 条 本会が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て母校及び地方公共団体に寄贈するものとする。

(設立時の役員)

第 48 条 本会の設立時の役員については、次のとおりとする。

理事長 西谷 仁孝 (5期生)
副理事長 中田 富雄 (5期生)
副理事長 和田 (齋田) まり子 (7期生)
理事 山根 尚 (17期生)
理事 吉田 安秀 (5期生)
理事 安藤 邦彦 (5期生)
理事 松岡 洋司 (24期生)
理事 井口 (阪口) 佳代 (5期生)
監事 甚田 郁雄 (5期生)

(法令への準拠)

第 50 条 本定款に定めのない事項は、すべて法人法その他の法令及び理事会決議に従う。

(附 則)

(1) 本会則は、令和4年4月1日より発効する。

兵庫県立尼崎西高等学校

創立60周年記念誌

令和4年11月5日発行

発行者 兵庫県立尼崎西高等学校

創立60周年記念事業実行委員会

〒660-0076 尼崎市大島2丁目34番1号

編集者 兵庫県立尼崎西高等学校

創立60周年記念誌編集委員会

西谷仁孝、大田亮介、織部義民、松元亜希